

# 助成金受給対象

## Work Program General Annexに記されている助成金対象となる国及び特定のケース



### EU加盟国

- EU加盟国 (Member State/MS) 及び周辺領域
- EU加盟国と関連する Oversea Countries and Territories (OCT)

### EU加盟国以外

- ホライズン・ヨーロッパのアソシエイトとなる国 (Associated Country:AC)
- 低中所得国
- 上記以外に個別の募集情報に記載されている場合、または参加が不可欠である事が認められた場合

※日本が上記いずれかに該当しない場合は自費もしくは所属国のマッチングファンド等で参加となる。

### SPECIFIC CASES

- 助成対象国に設立された関連機関 (Affiliated Entity)
- EUの団体(EU Body)
- 国際機関/International organisations (IO):
  - International European research organisations (IERO)
  - IERO以外の国際機関は例外的に参加が必要な場合を除いて原則助成対象外
  - 本部がMS/ACに所属する国際機関は、応募条件に記載された場合もしくはトレーニングおよびモビリティアクションに対して資金援助を受ける資格があります。

### 日本の参加についての取り決め

日EU間では日欧科学技術協力協定を締結しており、2021年に締結10周年を迎えます。2018年には日EU戦略的パートナーシップ協定、2020年には科学技術・イノベーション協力の強化に関する合意文書(Letter of Intent)が署名されており、日EU間の科学技術協力が歓迎されています。ホライズン・ヨーロッパ規則第12条dでは、EU加盟国以外の第三国がアソシエイトとして参加できる可能性について規定されています